



わくわく

2019年1月号
第141号

たより



新年あけましておめでとうございます。

また新しい年を迎えることができました。今年のお正月は、平成最後のお正月でした。64年にわたる長い昭和が終わって平成に元号が変わったとき、私は卒業を2年後に控えて大学生でした。

私と同世代の方たちは社会人として歩んでまた年月そのものが平成、なんですね。そう考えると平成が終わることには感慨深いものがあります。PC、スマホ、ネットなどは当時考えられない機器や通信の普及、経済バブル変遷の時代でした。

平成にはいろいろな出来事がありました。でも唯一はかたがたは、戦争でした。明治・大正・昭和とずっと戦争がありました。

戦争がなくなることを、それは戦争を経験された方々の願いでした。だからこそ戦争のない平成の時代を生きてくれた人々にはあと思ひます。

平和な時代に生まれたことに感謝して、そして先人の経験と願いのうけに今の平和が築かれていることを忘れず、次の世代へつないでいくといいと思います。

今年もよい1年になりますようにと心から願います。

売買 片島恵理佳



ひとメモ

胃腸におつかれさまー七草粥で「ほっ」

年末から新年にかけて、忘年会、クリスマス、お正月と楽しい行事が続きます。水炊き、生クリームとイチゴのクリスマスケーキ、お雑煮など大好きなものが思いきり食べられる楽しい季節です。でも、胃腸は大変。1月7日の七草粥は疲れている胃腸にやさしい食べ物。せり、なすな、ごぎょう、はこべら、ほとけのざ、すすな、すすしろ。今はスーパーでもセットで売られています。ご馳走続きで疲れた胃腸も「ほっ」としますね。



3年連続
県内売上高

No1

株式会社
いわき土地建物
ご相談下さい フリーコールで No.1の不動産屋へ みんな行く
0800-123-3719
Free Call

ひとくちメモ

2019年度与党税制改正大綱

住宅ローン減税を3年延長し13年間に



消費税増税後も住宅取得を支援することで需要の平準化を促す

12月14日、自民党と公明党は2019年度の税制改正大綱を取りまとめました。

住宅・不動産分野で最大の焦点となっていた、2019年10月に予定されている消費税増税に伴う需要変動への対策として、住宅ローン減税を現行の10年から3年延長して13年とすることになりました。

他に、消費税増税に伴う住宅分野の対策としては、「すまい給付金」と「贈与税非課税枠」の拡充をすでに決定しており、国はこうした総合的な税制・予算措置を講じることで需要を平準化し駆け込みと反動減を抑えたい考えです。

■住宅ローン減税

住宅ローン減税は、ローンを組んで住宅を取得した場合、年末の住宅ローン残高の1%を所得税から10年間控除（一般住宅では最大400万円、長期優良住宅などは最大500万円を控除）する制度です。今回の税制改正では、2019年10月1日から2020年12月31日までの間に新たに契約し、引き渡された住宅を対象に、住宅ローン減税の適用を3年間延長し、延長する3年間は、消費税率2%引き上げ分の負担に着目した控除額の上限を設け、建物購入価格の2%とローン残高の1%を比べて金額が少ない方を控除します。

■「すまい給付金」

すまい給付金については、2019年4月以降、給付額の最大が30万円から50万円に増額、給付対象となる収入額の目安も510万円以下から775万円以下に拡大します。

■「贈与税非課税枠」

贈与税非課税枠については、2019年4月以降、質の高い住宅（耐震・省エネ・バリアフリー性の高い住宅）は最大1200万円から最大3000万円、一般住宅は最大700万円から2500万円まで拡充します。



資金計画 自己資金 住宅ローン 税金 建物状況調査 引越し

これを読めば、不動産取引の基本的な流れが良くわかる！



『住まい探しのお悩み解決BOOK』

この度、土地・中古住宅の購入における基本的な流れや、不動産取引の様々な事について一冊の本にまとめてみました。これを読めば不動産取引の基本的な流れが良くお分かり頂けると思います。この冊子をご希望の方は小島北店までご連絡ください。

無料進呈中



フリーコールで

No.1の不動産屋へ

みんな行く

0800-123-3719
Free Call